

平成29年度我孫子市さくらプロジェクト寄附事業募集要領

(目的)

第1条 この要領は、我孫子市の観光資源である手賀沼を活かした我孫子の魅力を一層高めるため、手賀沼沿いの桜を核として、公共用地に桜の植樹を行い、より一層ふるさと我孫子に愛着や親しみを持ってもらうことを目的に、桜の植樹費用の寄附を広く市民から募集する事業（以下「さくらプロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定める。

(募集の内容)

第2条 寄附金は、1口3万円とし、1者につき3口を限度として募集する。

(植樹する桜の種類等)

第3条 植樹する桜の種類、規格及び本数は、次のとおりとする。

種 類	規 格	本 数
ソメイヨシノ、カワズザクラその他 市長が必要とする桜	樹高 3.5メートル程度 幹周 0.18メートル程度 枝張り 1.5メートル程度	約30本

(植樹場所)

第4条 植樹場所は、我孫子市内の主要な公園その他公共用地のうちから市長が選定する。

(応募資格)

第5条 寄附をすることができる者は、さくらプロジェクトに賛同し、寄附を希望する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、暴力団等の反社会的勢力であると認められる者からの寄附は、受け付けない。

(1) 我孫子市に在住し、在勤し、又は在学する者

(2) 我孫子市内に事業所等を有し、又は活動拠点がある法人その他の団体

(募集期間及び応募の制限)

第6条 寄附の募集期間は、平成29年6月5日から6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。ただし、応募口数が30口に達したときは、募集期間内であっても、募集を終了することができるものとする。

(寄附者名等の表示)

第7条 寄附者は、希望により、プレート（横14cm、縦9cm）に、氏名又は団体名等を記載することができる。ただし、寄附者が次の各号のいずれかに該当する場合、団体名等が商品を紹介するものである場合、その他市長が適当でないと認める場合は、プレートに氏名又は団体名等を記載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接待業務受託営業に類する業種の事業を営む者
- (2) 日本標準産業分類における火葬業、墓地管理業、葬儀業及び宗教に類する業種の事業を営む者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、若しくは支持し、又は反対することを目的とする団体
- (5) その他さくらプロジェクトの目的に照らして不適切と認められる者（植樹、維持管理等）

第8条 桜の植樹及び維持管理は、市が行う。

2 植樹に係る費用の一部は、市が負担する。

3 植樹した桜が次の各号のいずれかに該当するときは、市が費用を負担して、移植し、又は再植する。

- (1) 倒木、枯れ死等により再植が必要な場合で、当該桜が植樹から10年未満であるとき。
- (2) 植樹場所を他の目的のために使用することとなったとき。

4 プレートが設置から5年未満に破損等があった場合は、市が費用を負担して、プレートを再度設置する。

(申込方法)

第9条 寄附を希望する者は、我孫子市さくらプロジェクト寄附申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(寄附の受納等)

第10条 市長は、前条の寄附申込書に基づき、市の植樹予定箇所と寄附者の設置希望箇所との調整を図り、受納を決定する。

2 市長は、代金の入金を確認したときは、寄附受入書（様式第2号）を寄附者へ送付するものとする。

3 市長は、平成29年12月1日から平成30年3月31日までの間に桜の植樹を完了するものとする。ただし、30本を超えた分の植樹については、この限りでない。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。